

貸 借 対 照 表

事業者名：九電みらいエナジー株式会社

2021年 3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	32,162	流動負債	35,917
現金及び預金	8,526	買掛金	6,089
売掛金	16,687	関係会社短期借入金	20,941
未収入金	4,896	1年以内返済予定長期借入金	3,350
未収消費税	1,383	1年以内返済予定関係会社長期借入金	26
その他	668	未払金	1,612
		未払費用	3,684
		その他	212
固定資産	44,176	固定負債	32,708
有形固定資産	26,136	長期借入金	31,818
建物	409	関係会社長期借入金	166
構築物	3,144	リース債務	231
機械装置	16,429	退職給付引当金	110
リース資産	243	資産除去債務	337
建設仮勘定	5,806	その他固定負債	43
その他	103	負債合計	68,625
無形固定資産	535	株主資本	7,713
投資その他の資産	17,504	資本金	6,020
投資有価証券	1,533	資本剰余金	6,020
関係会社株式	5,739	資本準備金	6,020
その他の関係会社有価証券	6,907	利益剰余金	△4,327
関係会社長期貸付金	1,029	その他利益剰余金	△4,327
長期預け金	1,044	繰越利益剰余金	△4,327
繰延税金資産	555	評価・換算差額等	0
その他	694	その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	7,713
資産合計	76,339	負債・純資産合計	76,339

損 益 計 算 書

事業者名：九電みらいエナジー株式会社

〔 2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		98,455
売上原価		114,262
売上総損失		△15,807
販売費及び一般管理費		2,110
営業損失		△17,917
営業外収益		
受取利息	50	
匿名組合投資利益	46	
受取補償金	48	
その他	24	170
営業外費用		
支払利息	355	
その他	62	417
経常損失		△18,164
税引前当期純損失		△18,164
法人税、住民税及び事業税	△4,637	
法人税等調整額	△423	△5,060
当期純損失		△13,103

株主資本等変動計算書

事業者名:九電みらいエナジー株式会社

〔 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額 金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,004	3,004	3,004	8,776	8,776	14,785	△0	△0	14,784
当期変動額									
新株の発行	3,015	3,015	3,015			6,031			6,031
当期純損失				△13,103	△13,103	△13,103			△13,103
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							1	1	1
当期変動額合計	3,015	3,015	3,015	△13,103	△13,103	△7,072	1	1	△7,070
当期末残高	6,020	6,020	6,020	△4,327	△4,327	7,713	0	0	7,713

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 その他有価証券
 市場価格のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 ② 無形固定資産 定額法
 ③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。
- (5) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|--------------|------------|
| その他の関係会社有価証券 | 6,907 百万円 |
| 関係会社株式 | 3,267 百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,029 百万円 |
| 投資有価証券 | 957 百万円 |
| 計 | 12,161 百万円 |
- 上記資産は、当該出資先の借入金等の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,846 百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 5,076 百万円 |
| 短期金銭債務 | 86 百万円 |
| 長期金銭債務 | 43 百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	3,135 百万円
営業費用	1,627 百万円
営業取引以外の取引による取引高	86 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数	
普通株式	240,806 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、顧客の信用状況調査等により、リスク低減を図っております。

借入金の使途は主に設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれの差額については、次のとおりであります。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	8,526	8,526	—
(2) 売掛金	16,687	16,687	—
(3) 未収入金	4,896	4,896	—
(4) 買掛金	(6,089)	(6,089)	—
(5) 関係会社短期借入金	(20,941)	(20,941)	—
(6) 長期借入金	(35,169)	(36,345)	(1,175)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 買掛金、(5) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 関係会社株式(貸借対照表計上額5,739百万円)及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額6,907百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項に含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	九州電力(株)	被所有 直接100%	電気の販売・購入等 資金の預入・引出 資金の借入・返済 役員の兼任 出向者の受入	連結納税に伴う 受取予定額	4,657	未収入金	4,657
				資金の借入・返済 (注1)	14,935	関係会社 短期借入金 (注2)	20,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額は純額で表示しております。

(注2) 資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	下関バイオマス エナジー(同)	所有 直接85%	業務の受託 役員の兼任	担保の提供(注1)	3,918	—	—
				増資の引受(注2)	1,967	—	—
子会社	串間ウインドヒル(株)	所有 直接51%	業務の受託 役員の兼任	担保の提供(注1)	2,877	—	—
関連会社	豊前ニューエナ ジー(同)	所有 直接27%	業務の受託 役員の派遣	担保の提供(注1)	1,869	—	—
関連会社	石狩バイオエナ ジー(同)	所有 直接30%	役員の派遣	担保の提供(注1)	1,757	—	—
				資金の貸付 (注1・3)	433	関係会社 長期貸付 金	1,029
				利息の受取(注3)	49	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当該出資先の借入金等に対して当社が保有する株式又は社員持分及び貸付金を担保に供しております。

(注2) 下関バイオマスエナジー(同)が実施した出資者割当増資を当社が引き受けたものであります。

(注3) 劣後貸付契約によるものであり、利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	西日本プラント工業(株)	なし	発電所の建設工事	発電設備の据付・設置工事(注1)	2,126	未払金	1,126
親会社の子会社	(株)キャピタル・キューデン(注2)	なし	資金の預入・引出 資金の借入・返済 役員の兼任	資金の借入・返済(注3)	2,005	関係会社 短期借入金	—
親会社の子会社	九州電力送配電(株)	なし	電気の販売	補償金の受取	48	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、過去の業務実績等に基づき見積価格の提示を受け、価格交渉の上で決定しております。

(注2) (株)キャピタル・キューデンは、2020年8月1日に九州電力(株)に吸収合併されております。

(注3) 取引金額は純額で表示しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 32,032 円 75 銭
(2) 1株当たり当期純損失 △89,777 円 53 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、親会社である九州電力(株)への第三者割当増資について付議することを決議し、同日開催の臨時株主総会にて下記のとおり承認可決されております。その後、2021年5月19日に本株式の払込みが完了しております。

- ① 発行株式の種類 普通株式
② 発行株式数 70,000株
③ 発行価額 1株につき50,000円
④ 割当方法 九州電力株式会社に対する第三者割当方式
⑤ 発行価額の総額 3,500百万円
⑥ 資本組入額の総額 1,750百万円
⑦ 資金の使途 財務基盤の強化

10. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、バイオマス発電事業資産及び太陽光発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約に従い期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、支出発生までの見込期間は契約日より10年から20年、割引率は使用開始日時点の長期国債利回りを採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	158 百万円
当期の増加額	177 百万円
時の経過による調整額	2 百万円
期末残高	<u>337 百万円</u>

② 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、地熱バイナリー発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約等に従い期間終了時に原状回復する義務を有しております。

しかし、現時点では地権者等との関係等を考慮すると、当社が単独で当該資産の利用終了を判断することは困難であり、当該資産は恒久利用を前提としていることから、原状回復義務の履行時期を予測することができず、かつ、原状回復義務を負担しない可能性が高いものもあります。

従いまして、当該原状回復義務の履行時期や発生可能性を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

また、当社は、太陽光発電事業資産について、地権者と締結している土地賃貸借契約に従い期間終了時に原状回復する義務を有しております。

しかし、一部の契約については、太陽光発電事業資産の使用状況を踏まえると、賃借期間を予測することが困難なものや原状回復義務を負担しない可能性が高いものがあります。

これらの契約に関しては、原状回復義務の履行時期や発生可能性を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。